

平成 30 年度特定調達品目に関する検討方針・課題（案）

平成 30 年度における特定調達品目及びその判断の基準等の見直しに係る検討方針・課題等の概要は、以下のとおり。

1. 重点検討事項について

平成 29 年度の第 3 回特定調達品目検討会（以下「検討会」という。）において合意された、平成 30 年度における検討方針・課題（下記（１）（３）及び（４））に、新たに（２）のプラスチックに係る検討を加えた、以下の 4 つを重点検討事項として位置づけ、検討を実施するものとする。

（１）グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方に関する検討

本年度もプレミアム基準の活用に係る専門委員会を設置し、昨年度の検討結果等を踏まえ、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方のうち、グリーン購入の中期目標の達成に向けた対応策、グリーン購入法に係る施策の将来的なあり方について、基本的考え方の見直しをはじめ、引き続き検討が必要な項目等について、より具体的な検討を実施する。また、市場の更なるグリーン化を図るとともに、調達側・供給側双方にとって目指すべき方向性を示すため、プレミアム基準を積極的に活用するための方策について検討する。

なお、専門委員会における昨年度までの検討結果を踏まえた具体的な対応策については資料 5-1、本年度の専門委員会における検討内容については資料 5-2 参照。

（２）プラスチックに係る検討

プラスチックについては、第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）において、

○資源・廃棄物制約、海洋ごみ対策、地球温暖化対策等の幅広い課題に対応しながら、中国等による廃棄物の禁輸措置に対応した国内資源循環体制を構築しつつ、持続可能な社会を実現し、次世代に豊かな環境を引き継いでいくため、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略（「プラスチック資源循環戦略」）を策定し、これに基づく施策を進めていく。

○具体的には、①使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減、②未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用、③バイオプ

ラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進等を総合的に推進する。

こととされた。

このため、本年度は、平成 30 年 7 月に設置が了承されたプラスチック資源循環戦略小委員会における議論も踏まえ、物品及び役務の調達について、①使い捨てプラスチックの使用削減、②再生プラスチックの利用促進、③バイオプラスチックの利用促進の観点から検討を行う。

（３）木材・木材を原料とする製品の合法性証明に係る検討

平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）」に則した合法性の確認等について、昨年度から国等の機関における適切な木材・木材を原料とする製品の調達に向けた検討を開始したところであり、クリーンウッド法の対象製品については、クリーンウッド法に則し、また木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインに準拠した形で合法性の確認を行うこととし、平成 30 年 2 月の基本方針の改定に反映したところである。

このため、本年度も引き続き、クリーンウッド法の対象製品以外への反映等について、市場動向を勘案しつつ検討を行い適切な対応を図るものとする。

（４）次世代自動車の率先導入に関する検討

平成 28 年 5 月に閣議決定された政府実行計画における公用車の導入に係る目標として「政府の公用車については、2030 年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020 年度を中間目標として、政府全体で公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努めるものとする」こととされている。

平成 28 年度において政府全体が保有する公用車約 27,000 台のうち、次世代自動車の導入割合は 13.6%¹となっている。各府省庁において 2020 年度及び 2030 年度の次世代自動車の導入目標を設定しているところである。

目標の達成のため、次世代自動車の導入を一層加速していくことが不可欠であることから、次世代自動車の更なる率先的な調達について検討を行うものとする。

2. 品目の追加等の検討について

（１）平成 30 年度募集における新規提案について

例年どおり、5 月 28 日から 6 月 22 日の約 1 ヶ月間、特定調達品目に係る提案募

¹ 「2015 年度及び 2016 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく『政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画』の実施状況について」地球温暖化対策推進本部幹事会（2018 年 3 月）。

集（物品・役務及び公共工事）を実施したところ。物品 7 件、役務 5 件、公共工事 4 件の計 16 件²の提案があった。主な提案品目に係る検討方針等については、[資料 4－2](#)参照。

なお、本年度の提案募集に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に特に資すると考えられる特定調達品目の追加、見直し等について積極的な提案を求めている³。

（２）公共工事のロングリスト掲載品目について

公共工事の分野において、平成 30 年度の特定調達品目の追加、見直しに反映されなかったもののうち、継続検討品目群（ロングリスト）として整理された 5 提案⁴について引き続き検討を実施。

3. 物品及び役務に係る見直し対象品目について（新規提案以外）

「特定調達品目の見直し等に関する方針⁵（以下「見直し方針」という。）」に示された考え方に則し、検討会における検討を踏まえ、適切に見直しを実施する。また、平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間ににおける特定調達品目（物品及び役務）の見直しスケジュールについても公表されており、本年度の見直し対象品目は、表 1 に示した 7 分野 16 品目となっている。なお、5 年間の見直しスケジュールは[別 紙](#)参照。

表 1 平成 30 年度見直し対象品目一覧

分野	品目
紙 類	コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙
画 像 機 器 等	プロジェクタ
オ フ ィ ス 機 器 等	シュレッダー
温 水 器 等	ヒートポンプ式電気給湯器
照 明	LEDを光源とした内照式表示灯、蛍光ランプ、電球形状のランプ
設 備	太陽熱利用システム
役 務	食堂、蛍光灯機能提供業務、庁舎等にて営業を行う小売業務、会議運営

本年度の見直し対象品目に係る検討方針等の概要は、以下のとおりである。検討に当たっては、国等の機関の調達実績、見込まれる環境負荷低減効果等を踏まえ、国内外の環境ラベルや政府調達制度等の環境負荷項目・基準との整合について考慮するとともに、妥当性の検証を実施するものとする。

また、本検討会及びプレミアム基準の活用に係る専門委員会における意見・指摘事

² 分野・品目等については提案者の申告によるものを含むため、今後の検討により変更があり得る。

³ 物品及び役務の 12 提案中 8 提案が温室効果ガスの排出抑制に特に資する品目として提案された。

⁴ ロングリスト掲載品目については追加資料が 5 件提出された。

⁵ 平成 25 年度第 3 回検討会において報告・了承の上、公表された。

項、環境問題を巡る動向等を踏まえ、早期の見直しが必要な品目への対応、環境政策の観点から広く普及を図る必要のある品目や重視すべき施策・方針等、特に、地球温暖化対策の観点から低炭素化に寄与する事項等については、分野横断的な検討を含め、見直しに適切に反映するものとする。

（１）紙類

- 紙類については、グリーン購入法施行当初から特定調達品目に指定され、現行の基本方針においては 7 品目が対象となっており、本年度は衛生用紙を除く 5 品目が見直し対象品目
- 平成 25 年度に古紙の定義等に係る専門委員会を設置し、主に次の 3 点について検討を実施
 - グリーン購入法における古紙の定義及び古紙パルプ配合率の定義
 - 総合評価指標における竹パルプの位置づけ
 - 総合評価指標における「その他持続可能性を目指した調達方針に基づいて使用するパルプ」の重み付け
- 平成 25 年度の検討から 5 年が経過しており、紙類における持続可能性に関する考え方、特定調達物品等の市場動向等を踏まえ、新たな品目の追加、対象品目の見直しや判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施

（２）画像機器等（プロジェクタ）

- プロジェクタについては、平成 22 年度にプロジェクタ分科会を設置し、平成 23 年度から特定調達品目として追加を行い、判断の基準として製品重量、省エネルギー等を設定
- 平成 23 年度の検討から 8 年が経過したところであり、近年は光源として従前の水銀ランプに替えて、LED やレーザー等の固体光源を使用した製品の流通も増加
- 上市されている製品のエネルギー性能、固体光源プロジェクタの特性、国等の機関の調達実績、調達内容等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施
- 平成 29 年 8 月にプロジェクタに係るエコマーク認定基準が改定⁶されており、検討に当たっては、当該認定基準の内容との整合にも配慮

（３）オフィス機器等（シュレッダー）

- シュレッダーについては、平成 15 年度に特定調達品目に追加を行い、シュレッダーの特性から、待機時消費電力に係る判断の基準を設定

⁶ 商品類型 No.145「プロジェクタ Version2.0」：固体光源を使用したプロジェクタの普及促進のための重量及び消費電力に係る基準の緩和、資源循環に貢献する製品設計の採用、有害化学物質の基準等を設定

- 平成 27 年度において見直し対象品目となったことから、判断の基準等の検討を実施し、待機時消費電力の強化とともに、出荷時における低電力モード又はオフモードの移行時間を新たに判断の基準として、また特定の化学物質の使用制限を配慮事項としてそれぞれ設定
- シュレッダーは、個人情報保護等の観点から、行政機関・教育機関・事業者のみならず、家庭においても使用が広がっている製品
- 平成 29 年 11 月にはシュレッダーに係るエコマーク認定基準が制定⁷されており、検討に当たっては、当該認定基準の内容との整合にも配慮

（４）温水器等（ヒートポンプ電気給湯器）

- ヒートポンプ式電気給湯器については、平成 16 年度に特定調達品目として追加され、その後、家庭用の電気給湯器については、省エネルギー基準の見直し等を実施したところであるが、業務用の電気給湯器については大きな見直しは未実施
- 業務用の電気給湯器の冷媒（フロン類）の転換状況や今後の見込み、国等の機関における調達実績等を踏まえ、判断の基準等の見直しの必要性、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施
- 業務用ヒートポンプ電気給湯器において現行の判断の基準として設定されている成績係数（COP）から年間加熱効率⁸への変更を含め検討を実施

（５）照明

① LED を光源とした内照式表示灯

- LED を光源とした内照式表示灯については、平成 20 年度に特定調達品目として追加され、定格寿命及び特定の化学物質の使用制限を判断の基準として設定したところであるが、大きな見直しは未実施⁹
- 省エネルギー性能や内照式表示灯の市場動向等を踏まえ、LED を光源とした内照式表示灯に係る判断の基準等の見直しの必要性について検討を実施

② 蛍光ランプ（大きさの区分 40 形直管蛍光ランプ）

- 直管蛍光ランプ（40 形）については、グリーン購入法施行時から特定調達品目であり、判断の基準等としてはエネルギー消費効率や水銀に関する水俣条約を受けた水銀封入量の削減等、数次にわたり見直しを実施

⁷ 商品類型 No.161「シュレッダー Version1.0」：3R に配慮した設計や保守・修理の受託体制の整備、特定化学物質の使用制限、細断時・待機時の消費電力等について基準を設定

⁸ 現行の判断の基準については、（一社）日本冷凍空調工業会規格（JRA 4060：2009）に基づく成績係数（COP）を使用していたが、平成 26（2014）年の規格改正を受けて、平成 27（2015）年度末までに、新規格（JRA 4060：2014）の表示である「年間加熱効率」に切り替えられている

⁹ 平成 29 年度の基本方針から誘導灯は LED 照明器具及び内照式表示灯の対象に含まれない旨備考に記載

- 本年度の基本方針から蛍光灯照明器具が削除されたところであるが、直管蛍光ランプについては、国等の機関において消耗品として相当程度調達されている¹⁰ことから、調達状況や今後の見込み、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しについて検討を実施

③ 電球形状のランプ（電球形蛍光ランプ）

- 電球形蛍光ランプについては電球形状のランプの一つとして平成 18 年度に特定調達品目として追加され、平成 23 年度の基本方針より省エネ法トップランナー基準、水銀封入量（平成 26 年度に水銀に関する水俣条約を受けて水銀封入量の強化）及び定格寿命を判断の基準として設定
- 国等の機関における調達実績、市場動向等を踏まえ、判断の基準等の見直しについて検討を実施

（６）設備（太陽熱利用システム）

- 太陽熱利用システムについては、グリーン購入法施行時から特定調達品目であり、平成 20 年度に当該品目に係る分科会を設置し、判断の基準等の見直しを実施
- 平成 20 年度の検討から 10 年が経過しており、国等の機関における調達実績、市場動向、JIS 規格の改定等を踏まえ、対象範囲及び判断の基準等の見直しについて検討を実施
- 平成 29 年度の見直しにおいて、太陽光発電システムの判断の基準等の改定に合わせ、情報開示項目に係る記載を追加

（７）役務

① 食堂

- 食堂については、平成 14 年度に特定調達品目として追加され、当初は生ごみを減容及び減量する等の再生利用に係る判断の基準等を設定
- 平成 17 年度の基本方針から繰り返し利用できる食器について判断の基準として追加、以降は配慮事項の追加に止まる
- SDGs のゴール 12（ターゲット 12.3）において掲げられている食品廃棄物、食品ロスの削減、また、飲食物提供時の使い捨てプラスチック食器・容器等の削減に向けた判断の基準等の見直しへの反映を検討（詳細については資料 5－1 参照）

② 蛍光灯機能提供業務

- 蛍光灯機能提供業務については、平成 20 年度に特定調達品目として追加

¹⁰ 平成 28 年度の調達実績は、高周波点灯専用形（Hf）が約 41 万本、ラピッドスタート形又はスタータ形が約 53 万本となっている

- 当該品目は、機能提供型サービス（サービサイジング）が要件とされている唯一の品目であるが、判断の基準については見直しが行われておらず、10 年が経過しているところ
- 他方、LED 照明器具等の高効率照明への転換が急速な進展、国等の機関における LED 照明器具への調達シフト等を踏まえ、蛍光灯機能提供業務の縮小を視野に見直しの必要性、グリーン購入法におけるサービサイジングの方向性について検討を実施

③ 庁舎等において営業を行う小売業務

- 庁舎等において営業を行う小売業務については、平成 19 年度に特定調達品目として追加され、容器包装廃棄物の排出抑制の観点から、小売業者自らの排出抑制に向けた取組と消費者の排出抑制を促す取組について判断の基準として設定したところであるが、その後見直しは未実施
- 国等の機関における調達実績、調達内容等を踏まえ、プラスチックを中心とした容器包装廃棄物の削減に向けた取組等に係る判断の基準等の見直し、新たな評価項目に係る基準の設定の可能性等について検討を実施

④ 会議運営

- 会議運営については、平成 26 年度に特定調達品目として追加され、会議において使用する紙類や印刷物に係る判断の基準を設定
- 他方、会議における環境配慮は多岐にわたっており、プレミアム基準策定ガイドライン¹¹において、会議運営に係るプレミアム基準の設定例を提示
- プレミアム基準の設定例の評価項目及びプレミアム基準等を参考¹²に、会議運営に係る判断の基準等の見直しについて検討を実施

（８）その他の品目に係る見直し等

上記（１）～（７）に示した見直し対象品目以外の品目についても、見直し方針に示された考え方にに基づき、平成 31 年度以降の見直し予定品目であっても、必要に応じ、適切に対応を図ることとする。

また、平成 31～35 年度の見直しスケジュールの作成に向けて、平成 31 年度の見直し対象となっている分野・品目¹³について、当該分野・品目に係る技術開発動向、特定調達物品等の市場供給状況等の関連情報を収集・整理するものとする。

¹¹ プレミアム基準策定ガイドライン【Version1.1】（平成 28 年 3 月）より掲載

¹² 使い捨てプラスチックの使用削減として会議において飲料を提供する場合にリユースびん、リユースカップ等の繰り返し利用可能な容器等を使用することが掲げられている

¹³ 画像機器等（プロジェクタ及びカートリッジ等以外）、電気計算機等（電子計算機、磁気ディスク装置）、オフィス機器等（電子式卓上計算機、一次電池及び小型充電式電池）、携帯電話、家電製品（テレビジョン受信機、電子レンジ）、エアコンディショナー等（ストーブ）、温水器等（ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器）、自動車等（ETC 対応車載器、カーナビゲーションシステム）、インテリア・寝装寝具（金属製ブラインド）、役務（省エネルギー診断、印刷、クリーニング）

① 経過措置等設定品目

上記の見直し対象品目を含め、経過措置を設定している品目については、当該品目に係る技術動向や特定調達物品等の市場への供給状況等を確認の上、経過措置の終了又は延長（単純延長、基準等を強化し延長等）について検討を行い、判断の基準等の見直しに適切に反映する。

② 配慮事項の見直し

本年度の見直し対象となる品目を中心に、当該品目に設定されている配慮事項については、可能な限り配慮事項の内容の定量化又は明確化を図るとともに、プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討状況等を踏まえ、プレミアム基準の活用に資するよう検討を実施する。

4. グリーン購入の推進に関する事項

（１）環境負荷低減効果等について

グリーン購入の実施による環境負荷低減効果の評価及び環境物品等の市場動向の把握を実施する。

○ グリーン購入による環境負荷低減効果

- 国等の機関のグリーン購入の実施による温室効果ガス排出削減をはじめとした環境負荷低減効果について可能な範囲で試算
- グリーン購入の実施による我が国全体の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算

（２）グリーン購入の推進について

グリーン購入の推進に向けて、以下の内容に取り組むものとする。

○ 調達者の手引きの改定

- 調達者が各特定調達品目の調達に当たって確認すべき項目や判断の基準等について解説した「グリーン購入の調達者の手引き」への品目の追加・記載内容の変更等の改定

○ 地方公共団体、事業者等への普及・啓発

- 地方公共団体に対する調達方針策定等の実務支援、事例集の作成・配布、担当者向け実務研修の開催等
- 地方ブロック別説明会の活用等

○ プレミアム基準策定ガイドライン（本編・別冊）の改定及びプレミアム基準の普及促進

- プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討を踏まえ、プレミアム基準策定ガイドラインを改定（本編）
- 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も視野に入れた「イベントにおけるグリーン購入ガイドライン（別冊）」の改定

- 国等の機関への周知・普及、地方公共団体及び事業者等への情報提供を通じ、プレミアム基準の普及を促進